

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、加西市防災会議が加西市の地域にかかる災害対策全般に関し次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備と推進を図り、防災体制の万全を期することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図ることとする。

また、行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。

その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画修正や避難所や避難場所の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。

併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者（災害対策基本法第8条に規定する「要配慮者」）の参画を促進することとする。また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、災害時要援護者や女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。

さらに令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

第2節 防災ビジョン

第1 基本理念

市の地域特性や今後の都市として開発動向をふまえた地域防災計画策定及び運用の指針として、以下の3点を計画の理念とする。

- ① 「災害に強い加西市」となるようまちづくりを進める。
- ② 「災害に強い市民」「災害に強い職員」として、自らを鍛える。
- ③ 「災害に対するハード・ソフト両面にわたる備え」を怠らない。

第2 基本目標

以上のような計画の理念により、この計画で達成すべき基本目標は、次の9項目とする。これらの基本目標は、いずれも科学的な研究成果と様々な経験についての不断の検討に基づき、実現に向けて市民と行政が一体となって取り組まなければならない。

- ① 災害予防行政の推進
- ② 都市構造等の防災性の向上
- ③ 要配慮者の安全確保のための環境整備

- ④ 防災拠点施設の整備及び強化
- ⑤ 市民・職員の災害時行動力の強化
- ⑥ 地域・事業所における防災体制の強化
- ⑦ 役割分担と連携方法の明確化
- ⑧ 事態の推移に対応した作業手順の具体化
- ⑨ 実践的な防災訓練の実施

第3節 防災計画の種別と内容

本計画は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画について、それぞれ定めたものであり、その内容は概ね次のとおりである。

- 1 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。
- 2 災害応急対策計画は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合においてそれを防御し、又は、応急救助を行う等災害の拡大を防止するための計画とする。
- 3 災害復旧計画は、災害により被害を受けた各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備えるための対策についての計画とする。
- 4 「付編 南海トラフ地震防災対応推進計画」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震の発生に備え、その対応のための計画とする。

第4節 防災に関する事務又は業務の大綱

- 1 市長は、市の執行機関及び他の地方公共団体並びにその他の関係機関の協力を得て、次に掲げる事務又は業務を処理する。
 - (1) 災害対策の組織の整備及び訓練に関すること。
 - (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施に関すること。
 - (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備に関すること。
 - (4) 避難指示等に関すること。
 - (5) 水防、消防その他の応急措置に関すること。
 - (6) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査に関すること。
 - (7) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
 - (8) 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策並びに社会秩序の維持に関すること。
 - (9) その他災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関すること。
 - (10) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること。
- 2 公共的団体（関西電力・NTT 西日本等）及び消防法に基づく防災上重要な施設の管理者は、次の業務を処理する。
 - (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
 - (2) 防災業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めること。
 - (3) 防災訓練を実施すること。
 - (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材を備蓄又は整備し、その管理・保管に属する防災施設の整備、点検に関すること。

- (5) 市長の所轄のもとに災害復旧対策を実施し、及び市長の実施する応急処置が円滑に行われるよう必要な措置を講ずること。

第5節 防災計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定により、必要があると認めるときは速やかに修正する。

第6節 兵庫県地域防災計画との関係

本計画は、兵庫県地域防災計画を基準とするとともに、加西市のみでは対応できないような大災害・広域災害が発生した場合は、加西市地域防災計画のみならず兵庫県地域防災計画・兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定・東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定・播磨広域防災連携協定に基づき、兵庫県及び播磨地域の市町等の防災関係機関との密接な連携のもと、災害応援要請又は支援を行う。

第7節 防災計画の周知徹底

関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究、教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対し周知徹底を図り、もって防災計画を円滑に推進するよう努める。

第8節 防災関係機関の業務の大綱

指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災害復旧
近畿農政局	応急食糧(米穀)及び災害対策用乾パンの備蓄	応急食糧(米穀)及び災害対策用乾パンの供給(売却)	
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 小野出張所	公共土木施設(直轄)の整備と防災管理	1 水防警報の発表伝達(指定河川、湖沼、海岸について)水防応急対策の技術指導 2 公共土木施設(直轄)の応急対策	被災公共土木施設(直轄)の復旧
陸上自衛隊 (第8高射特科群)		1 人命救助及び避難 2 応急対策の支援	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
北播磨県民局 加東土木事務所	1 公共土木施設（所管）の整備と防災管理 2 水防力の整備強化 3 災害危険区域の指定 4 市街地再開発の推進（旧防災建築街区の造成を含む） 5 宅地造成工事規制区域内における宅地保全	1 公共土木施設（所管）の応急対策 2 水防警報の発表、伝達及び水防応急対策	1 被災公共土木施設（所管）の復旧 2 被災住宅に対する災害特別融資 3 災害公営住宅の建設等住宅災害の復旧
北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所 加東農林振興事務所	1 農林水産関係施設（所管）の整備と防災管理 2 水防力の整備強化 3 災害予防対策についての推進指導	1 農林水産関係施設の応急対策 2 応急救助用食糧の調達あっせん 3 災害対策用木材の調達あっせん 4 災害時における病害虫の防除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策	1 被災農林水産関係施設（所管）の復旧 2 被災農林、漁業者に対する災害融資
北播磨県民局 加東健康福祉事務所		1 医療救護 2 感染症、給水等応急保健衛生対策 3 被災地の廃棄物処理対策 4 毒物劇物対策	1 保健衛生関係施設の復旧 2 廃棄物処理施設復旧
加西警察署		1 災害警備 2 人命救助及び避難 3 交通応急対策	
西日本電信電話株式会社 兵庫支店（以下「NTT西日本」という）	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
北条鉄道株式会社	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の復旧
関西電力送配電株式会社 社配電営業所	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策	被災電力供給施設の復旧
兵庫県エルピーガス協会 加西地区	ガス供給施設の点検と防災管理	ガス供給施設の応急対策	被災ガス供給施設の復旧
加西市医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害（PTSD）等の被災者への精神的、身体的支援
兵庫県トラック協会 北播支部		1 災害時における緊急陸上運送 2 緊急時の無線通信支援	
神姫バス株式会社 北条営業所 兵庫県タクシー協会 東播支部		1 災害時における緊急陸上輸送 2 緊急時の無線通信支援（兵庫県タクシー協会東播支部のみ）	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
西日本高速道路株式会社 関西支社 福崎高速道路事務所	有料道路（所管）の整備と 防災管理	有料道路（所管）の応急対策	
加西市消防団	消防力の整備強化	防災活動及び被災者の応急救助	
加西市社会福祉協議会	1 ボランティア活動の啓 発 2. ボランティアの登録	1 ボランティアへの応援要請 2 ボランティア活動のコーディネ ート	
加西市教育委員会		1 教育施設（所管）の応急対策 2 被災児童生徒の応急教育対策	被災教育施設（所管）の 災害復旧
市立加西病院	1 自衛消防組織の強化 2 入院・通院者の安全 対策及び入院者の緊急 連絡体制の確立 3 医療機器・施設の防災 管理		
加 西 市	1 市の地域にかかる災 害予防事業の推進 2 備蓄資機材の整備等	1 災害応急対策の総合連絡調整 及び実施 2 県に対する要望事項のとりま とめ、災害広報、被害者の陳情 に対する調整 3 市の地域にかかる応急対策	市の所管に 属する施設 等の復旧
北はりま消防組合 加西消防署	消防・予防活動	1 消防、水防活動等 2 被災者救出・救助活動	

第9節 加西市の地理的条件と地震災害履歴

第1 加西市の地理的条件

加西市は、兵庫県の南部、播州平野のほぼ中央に位置し、東経134度51分、北緯34度56分の地点にある。市域面積は150.22km²で、東西12.4km、南北19.8kmの広がりをもつ。東は小野市及び加東市に、西は姫路市及び福崎町に、南は加古川市に、北は、西脇市、多可町及び市川町にそれぞれ隣接している。

市の北部には、古生層の山地（海拔300～500m）が連なり、中国山地の裾野を形成している。そこに源を発する万願寺川、普光寺川、そして下里川の3河川は、丘陵・段丘面を刻み沖積低地を形成しながら、万願寺川に合流し、さらに加古川に合流している。

また、市の中央部を流れる万願寺川の東側には広大な青野ヶ原台地が、西側には鶉野台地が広がり、播磨内陸地域最大の平坦部を形成している。特に、この一帯はため池が数多く点在し、県下でも有数の密集地帯となっている。一方、市の南部は、中世代の火山活動で形成された凝灰岩類、流紋岩類を母岩とする山地（海拔200～250m）を形成している。

第2 地震災害の履歴

有史以来、兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度5弱以上を経験する頻度が高くなっている。

このなかで、20世紀だけをとってみると、北但馬地震（死者425人、負傷者806人）、南海地震（死者50人、負傷者69人）、兵庫県南部地震（死者6,402人、負傷者40,092人）の被害が大きい。

兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震

番号	発生年月日	(推定) 規模 (M)	備考
1	599. 5. 28	7. 0	
2	701. 5. 12	7. 0	
3	745. 6. 15	7. 9	
4	827. 8. 11	6. 5～7. 0	
○5	868. 8. 3	7. 0以上	播磨国地震
○6	887. 8. 26	8. 0～8. 5	
7	938. 5. 22	7. 0	
8	1096. 12. 17	8. 0～8. 5	
9	1361. 8. 3	8 ¹ / ₄ ～8. 5	
10	1449. 5. 13	5 ³ / ₄ ～6. 5	
11	1498. 9. 20	8. 2～8. 4	
12	1510. 9. 21	6. 5～7. 0	
13	1579. 2. 25	6. 0±1/4	
14	1596. 9. 5	7 ¹ / ₂ ±1/4	
15	1662. 6. 16	7 ¹ / ₄ ～7. 6	
16	1707. 10. 28	8. 4	宝永地震
17	1751. 3. 26	5. 5～6. 0	
18	1854. 12. 23	8. 4	安政東海地震
19	1854. 12. 24	8. 4	安政南海地震
○20	1864. 3. 6	6 ¹ / ₄	
21	1891. 10. 28	8. 0	濃尾地震
○22	1916. 11. 26	6. 1	
○23	1925. 5. 23	6. 8	北但馬地震
○24	1927. 3. 7	7. 3	北丹後地震
25	1927. 3. 12	5. 2	京都府沖地震
26	1946. 12. 21	8. 0	南海地震
27	1963. 3. 27	6. 9	越前岬沖地震
◎28	1995. 1. 17	7. 3	兵庫県南部地震
29	2000. 10. 6	7. 3	鳥取県西部地震
○30	2013. 4. 13	6. 3	
31	2018. 6. 18	6. 1	

○は震度6以上の推定、◎は震度7以上の推定

なお、「鎮増私聞記」によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

第10節 被害想定

第1 想定地震

兵庫県では、平成21年～22年度にかけて県内に震度5強以上の揺れを生じさせる地震及び伏在断層を各市町役場直下に設定した断層地震を対象として、地震ごとの被害想定調査を実施し、地震被害想定の見直しを行っている。

各地震が発生した場合の加西市における震度5強以上の揺れを生じさせる地震の最大震度予測は次のとおりである。

	断層名	地震規模	震度の最大値
内陸型地震 (活断層(主要))	有馬－高槻断層帯	M7.7	震度6弱
	六甲・淡路島断層帯(六甲山地南縁－淡路島東岸)	M7.9	震度6弱
	六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸)	M7.1	震度5強
	山崎断層帯(主部南東部)	M7.3	震度7
	山崎断層帯(主部北西部)	M7.7	震度6弱
	山崎断層帯(主部南東部・草谷断層)	M7.5	震度7
	山崎断層帯(大原・土万・安富・主部南東部)	M8.0	震度7
	上町断層帯	M7.5	震度5強
	大阪湾断層帯	M7.5	震度5強
活断層 (主要以外)	御所谷断層帯	M7.2	震度5強
各市町直下地震	明石市	M6.9	震度5強
	加古川市	M6.9	震度6弱
	高砂市	M6.9	震度6弱
	稲美町	M6.9	震度6弱
	播磨町	M6.9	震度6弱
	姫路市	M6.9	震度6弱
	神河町	M6.9	震度6弱
	市川町	M6.9	震度6強
	福崎町	M6.9	震度6強
	たつの市	M6.9	震度5強
	宍粟市	M6.9	震度5強
	太子町	M6.9	震度5強
	西脇市	M6.9	震度6弱
	三木市	M6.9	震度6弱
	小野市	M6.9	震度6弱
	加西市	M6.9	震度6強
	加東市	M6.9	震度6弱
	多可町	M6.9	震度6弱
丹波市	M6.9	震度5強	

第2 地震被害想定

兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）では、兵庫県域で注意すべき代表的な地震について、次の地震を想定し、詳細な地震被害想定を実施している。

想定地震	想定震源地	想定規模
山崎断層帯地震	山崎断層帯（大原・土万・安富・主部南東部）	M8.0
上町断層帯地震	上町断層帯	M7.5
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層（紀淡海峡－鳴門海峡）	M7.7
養父断層帯地震	養父断層	M7.0

加西市に影響を及ぼす地震の中で人的被害が最も大きい山崎断層主部南東部・草谷断層の被害想定は次のとおりである。

建物被害	揺れ	全壊棟数	4,864棟
		半壊棟数	7,528棟
	液状化	全壊棟数	93棟
	火災	焼失棟数	5棟
死傷者数	建物倒壊 (冬早朝5時)	死者数	302人
		負傷者数	937人
		重傷者数	137人
	火災 (冬夕方18時)	焼死者数	1人
避難者数			12,032人